

## 次期環境基本計画に係る環境目標値（案）

## 1 環境目標値とは

千葉市の環境として達成すべき目標値として、大気・水質・地下水・土壌・騒音・有害化学物質について、環境基準等を参考に達成すべき目標として設定するものです。

環境基本計画専門委員会では大気を除く環境目標値について検討します。

## 2 変更箇所

環境基準や指針等の改正にあわせて数値・項目等を変更しています。

変更箇所は以下のとおりです。

分類	変更箇所
水質の環境目標値（生活項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> <li>・※水環境保全計画改定時（令和5年3月）にあわせて見直し</li> </ul>
水質の環境目標値（健康項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値変更（カドミウム、トリクロロエチレン）</li> </ul>
地下水の環境目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値変更（カドミウム、トリクロロエチレン）</li> </ul>
土壌の環境目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値変更（カドミウム、1,1-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン）</li> <li>・削除（シス-1,2ジクロロエチレン）</li> <li>・追加（クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン）</li> </ul>
騒音の環境目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> </ul>
有害化学物質の環境目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位変更（水銀、ニッケル、ヒ素）</li> <li>・項目名変更（ヒ素）</li> <li>・目標値変更（トリクロロエチレン）</li> <li>・項目追加（マンガン、アセトアルデヒド、塩化メチル）</li> </ul>

水質の環境目標値

ア 生活環境の保全に関する項目

次期計画目標値（案）						現行計画目標値	変更理由
水系	水域区分 (評価地点)	BOD (mg/L)	溶存酸素 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)			
都川	都川上流（高根橋）	3以下	7.5以上	1,000以下		同左	「水質の環境目標値ア 生活環境の保全に関する項目」は千葉市水環境保全計画に基づく水質に係る目標値と整合をとっている。同計画は令和5年3月に改定を予定しており、改定にあわせて見直しを実施する。
	都川中流（青柳橋）	3以下	7.5以上	1,000以下			
	都川下流（都橋）	5以下	5以上	—			
	葭川下流（日本橋）	5以下	5以上	—			
	支線都川（新都川橋）	3以下	5以上	5,000以下			
	坂月川（辺田前橋）	5以下	5以上	5,000以下			
	葭川上流（源町407番地地先）	5以下	5以上	—			
鹿島川	鹿島川上流（下大和田町1146番地地先）	2以下	7.5以上	1,000以下			
	鹿島川上流（平川橋）	2以下	7.5以上	1,000以下			
	鹿島川下流（下泉橋）	2以下	7.5以上	1,000以下			
花見川	花見川上流（花島橋）	5以下	5以上	5,000以下			
	勝田川	5以下	5以上	5,000以下			
	花見川下流（新花見川橋）	5以下	5以上	—			
その他の水域	村田川（高本谷橋）	2以下	7.5以上	1,000以下			
	浜田川（下八坂橋）	5以下	5以上	—			
	花園川〔草野水路〕（高洲橋）	3以下	5以上	—			
	浜野川（浜野橋）	3以下	5以上	—			
	生実川（平成橋）	3以下	5以上	1,000以下			

※BODの達成状況は日間平均値の75%で評価します。

次期計画目標値（案）								現行計画目標値	変更理由
水系	水域区分 (評価地点)	COD (mg/L)	溶存酸素 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)		
海域	千葉港（千葉コンビナート湾内）	3以下	5以上	—	1.0以下	0.09以下	0.02以下	同左	「水質の環境目標値ア 生活環境の保全に関する項目」は千葉市水環境保全計画に基づく水質に係る目標値と整合をとっている。同計画は令和5年3月に改定を予定しており、改定にあわせて見直しを実施する。
	いなげの浜～幕張の浜（幕張の浜地先）	3以下	5以上	100以下	0.6以下	0.05以下	0.02以下		

水質の環境目標値

イ 人の健康の保護に関する項目

項 目	次期計画目標値 (案)	現行計画目標値	変更理由
<b>カドミウム</b>	<b>0.003mg/L以下</b>	<b>0.01mg/L以下</b>	環境基準の改正にあわせる (H23.10.27告示による変更後数値)
全シアン	検出されないこと (定量下限値: 0.1mg/L)	同左	-
鉛	0.01mg/L以下	同左	-
六価クロム	0.05mg/L以下	同左	-
砒素	0.01mg/L以下	同左	-
総水銀	0.0005mg/L以下	同左	-
アルキル水銀	検出されないこと (定量下限値: 0.0005mg/L)	同左	-
P C B	検出されないこと (定量下限値: 0.0005mg/L)	同左	-
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	同左	-
四塩化炭素	0.002mg/L以下	同左	-
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	同左	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	同左	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	同左	-
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	同左	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	同左	-
<b>トリクロロエチレン</b>	<b>0.01mg/L以下</b>	<b>0.03mg/L以下</b>	環境基準の改正にあわせる (H26.11.17告示による変更後数値)

水質の環境目標値

イ 人の健康の保護に関する項目

項 目	次期計画目標値 (案)	現行計画目標値	変更理由
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	同左	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	同左	-
チウラム	0.006mg/L以下	同左	-
シマジン	0.003mg/L以下	同左	-
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	同左	-
ベンゼン	0.01mg/L以下	同左	-
セレン	0.01mg/L以下	同左	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	同左	-
ふっ素	0.8mg/L以下	同左	-
ほう素	1mg/L以下	同左	-
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	同左	-

※年間平均値で評価します。ただし、全シアンについては最高値とします。

※海域については、ふっ素及びほう素の環境目標値は適用しない。

地下水の環境目標値

項目	次期計画目標値（案）	現行計画目標値	変更理由
カドミウム	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下	環境基準の改正にあわせる (H23.10.27告示による変更後数値)
全シアン	検出されないこと（定量下限値：0.1mg/L）	同左	-
鉛	0.01mg/L以下	同左	-
六価クロム	0.05mg/L以下	同左	-
砒素	0.01mg/L以下	同左	-
総水銀	0.0005mg/L以下	同左	-
アルキル水銀	検出されないこと（定量下限値：0.0005mg/L）	同左	-
P C B	検出されないこと（定量下限値：0.0005mg/L）	同左	-
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	同左	-
四塩化炭素	0.002mg/L以下	同左	-
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	同左	-
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	同左	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	同左	-

地下水の環境目標値

項目	次期計画目標値（案）	現行計画目標値	変更理由
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	同左	-
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	同左	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	同左	-
<b>トリクロロエチレン</b>	<b>0.01mg/L以下</b>	<b>0.03mg/L以下</b>	環境基準の改正にあわせる (H26.11.17告示による変更後数値)
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	同左	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	同左	-
チウラム	0.006mg/L以下	同左	-
シマジン	0.003mg/L以下	同左	-
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	同左	-
ベンゼン	0.01mg/L以下	同左	-
セレン	0.01mg/L以下	同左	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	同左	-
ふっ素	0.8mg/L以下	同左	-
ほう素	1mg/L以下	同左	-
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	同左	-

土壌の環境目標値

項 目	次期計画目標値 (案)	現行計画目標値	変更理由
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境基準の改正にあわせる (R2.4.2告示による変更後数値)
全シアン	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/L)	同左	-
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/L)	同左	-
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	同左	-
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	同左	-
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	同左	-
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	同左	-
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/L)	同左	-
P C B	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/L)	同左	-
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	同左	-
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	同左	-
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	同左	-
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	項目設定なし	環境基準の改正にあわせる(H28.3.29告示により新設)
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	同左	-
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	環境基準の改正にあわせる(H26.3.20告示による変更後数値)
シス-1,2-ジクロロエチレン	(削除)	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	環境基準の改正にあわせる(H30.9.18告示により削除)
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	項目設定なし	環境基準の改正にあわせる(H30.9.18告示により新設)
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	同左	-

土壌の環境目標値

項 目	次期計画目標値（案）	現行計画目標値	変更理由
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	同左	-
<b>トリクロロエチレン</b>	<b>検液1Lにつき0.01mg以下であること</b>	<b>検液1Lにつき0.03mg以下であること</b>	環境基準の改正にあわせる（R2. 4. 2告示による変更後数値）
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	同左	-
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	同左	-
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	同左	-
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	同左	-
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	同左	-
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	同左	-
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	同左	-
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること	同左	-
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること	同左	-
<b>1, 4-ジオキサン</b>	<b>検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。</b>	<b>項目設定なし</b>	環境基準の改正にあわせる（H28. 3. 29告示により新設）

騒音の環境目標値

地域類型		次期計画目標値（案）		現行計画目標値	変更理由
		昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）		
一般	A地域 第1種区域（第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域）	55デシベル以下	45デシベル以下	同左	-
	B地域 第2種区域（第1種、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域）				
	C地域 第3種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域） 第4種区域（工業地域）				
道路に面する地域	A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下		
	B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下		
	幹線道路に面する地域 （幹線交通を担う道路に近接する空間）	70デシベル以下 （45デシベル以下）	65デシベル以下 （40デシベル以下）		

※“幹線道路に面する地域”のうち（ ）の目標値は、個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る目標値

※“幹線交通を担う道路”とは、①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）、②①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路とする。

有害物質の環境目標値  
ア ダイオキシン類

媒 体	次期計画目標値 (案)	現行環境基本計画目標値	変更理由
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	同左	-
水 質	1pg- TEQ /L以下	同左	-
土 壌	1,000pg- TEQ /g以下	同左	-
底 質	150pg- TEQ /g以下	同左	-

イ 有害大気汚染物質

項目	次期計画目標値（案）	現行環境基本計画目標値	変更理由
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	-
<b>トリクロロエチレン</b>	<b>1年平均値が0.13mg/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	<b>1年平均値が、0.2mg/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	環境基準の改正にあわせる（H30.11.19告示による変更後数値）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	-
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	-
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	-
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	-
水銀及びその化合物	<b>1年平均値が40ngHg/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	<b>1年平均値が、0.04μgHg/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	単位を環境省HPとあわせる
ニッケル化合物	<b>1年平均値が25ngNi/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	<b>1年平均値が、0.025μgNi/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	単位を環境省HPとあわせる
クロロホルム	1年平均値が18μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	-
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	-
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	-
<b>ヒ素及び無機ヒ素化合物<sup>※1</sup> ヒ素及びその化合物</b>	1年平均値が6ngAs/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左	項目を環境省HPとあわせる
<b>マンガン及びその化合物</b>	<b>1年平均値が140ngMn/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	<b>項目設定なし</b>	指針値にあわせる（H26.5.1環境省答申により新設）
<b>アセトアルデヒド</b>	<b>1年平均値が120μg/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	<b>項目設定なし</b>	指針値にあわせる（R2.8.20環境省答申により新設）
<b>塩化メチル</b>	<b>1年平均値が94μg/m<sup>3</sup>以下であること。</b>	<b>項目設定なし</b>	指針値にあわせる（R2.8.20環境省答申により新設）

※1—指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。